滋賀県のＰＦＩ取組状況と今後の方向性について

令和５年４月 20 日
株式会社しがぎん経済文化センター
産業・市場調査部　宮島

現在の公共施設は、高度経済成長期やバブル期に集中して建設されたため、その多くが更新時期を迎えている。一方で、少子高齢化や人口減少などにより自治体の税収は減少が予測されており、財政の悪化が問題視されている。このような背景から、公共施設のあり方や役割の見直しの検討が全国的な課題となっている。

安くて優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的として四半世紀前に導入され、徐々に全国に浸透しつつあるＰＦＩについて、現在の取組状況と今後の方向性について考えてみた。

１．ＰＦＩとは

（１）ＰＦＩの概要

ＰＦＩ（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に公共サービスの提供を行うことで、国や地方公共団体等（以下、「地公体」。）の事業コスト削減や質の高いサービスの提供を目指すものである。

ＰＦＩは官民連携手法であるＰＰＰ（Public Private Partnership）の１つである。我が国では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（ＰＦＩ法）」が平成 11 年７月に制定、翌年３月にＰＦＩの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が策定され、ＰＦＩ事業の枠組みが設けられた。

ＰＰＰ／ＰＦＩの概念図

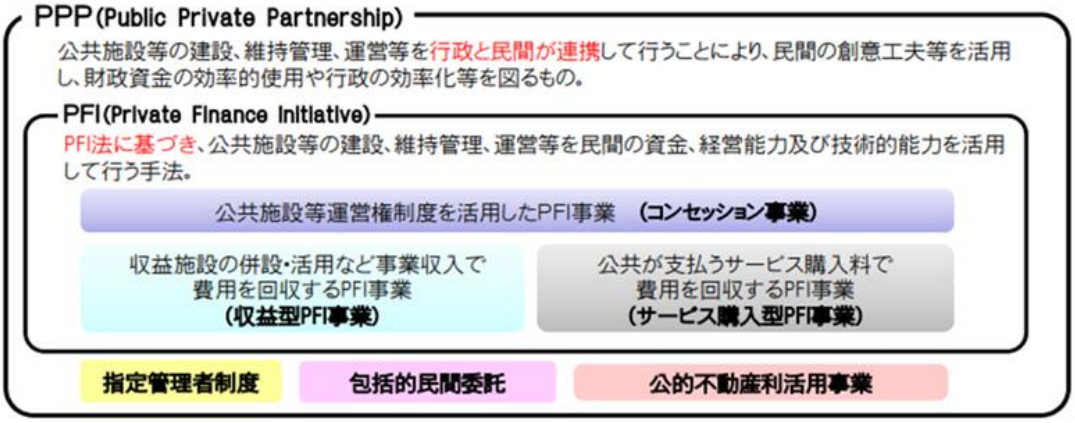

出所：国土交通省

（２）ＰＦＩの特徴とメリット・デメリット

従来型の公共工事とＰＦＩでは、発注方法に大きな違いがある。従来型では「設計」「建設」「維持管理」などの各業務を分割して年度ごとに発注を行うが、ＰＦＩでは全ての業務をまとめて長期契約で委ね、「性能を満たしていれば細かな手法は問わない」方式で発注を行う（性能発注）。これにより、ＰＦＩでは、民間のノウハウが従来の公共工事以上に発揮され、大きなメリットが発生することになる。

ＰＦＩでは、メリットとして「安くて質の良い公共サービスが提供されること」「公共サービスの提供における行政の関わり方が改善されること」「民間の事業機会を新たに創り、経済の活性化に貢献すること」などが挙げられる。逆に「民間に幅広い業務を任せるため、公共サービスの品質の低下を招く可能性があること」「事業者選定の際は、価格だけでなく事業者の持つノウハウや事業計画も評価するため、手続きに要する業務が増え、時間も必要になること」といったデメリットが発生することもある。

従来型公共工事とＰＦＩ事業の違い

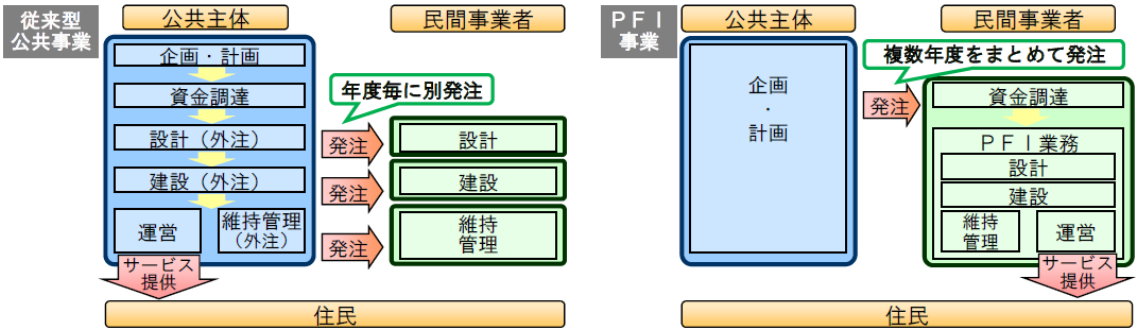

出所：内閣府「ＰＰＰ／ＰＦＩの概要」

ＰＦＩ導入による主なメリットとデメリット

メリット	デメリット
・国民に対して、安くて質の良い公共サービスが提供される ・公共サービスの提供における行政の関わり方が改善される ・民間の事業機会を新たに創り、経済の活性化に貢献する	・民間に幅広い業務を任せるため、公共サービスの品質の低下を招く可能性がある ・事業者選定の際は、価格だけでなく事業者の持つノウハウや事業計画も評価するため、手続きに要する業務が増え、時間も必要になる

出所：内閣府ホームページより抜粋

２．全国のＰＦＩの現状

（１）全国の状況

ＰＦＩの事業数は、ＰＦＩ法が制定された３年後（平成 14 年度）に 47 件となり、その後はほぼ横ばいで推移していたが、リーマンショックが発生した平成 20 年度から３年連続で減少した。その後、平成 22 年度（17 件）を底に件数は回復し、令和元年度は 78 件と過去最高となったが、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るいだした令和２年度は前年対比▲20 件の大幅減少となり（78 件→58 件）、令和３年度も前年対比横ばいで推移している（58 件→58 件）。

ＰＦＩ事業数の推移

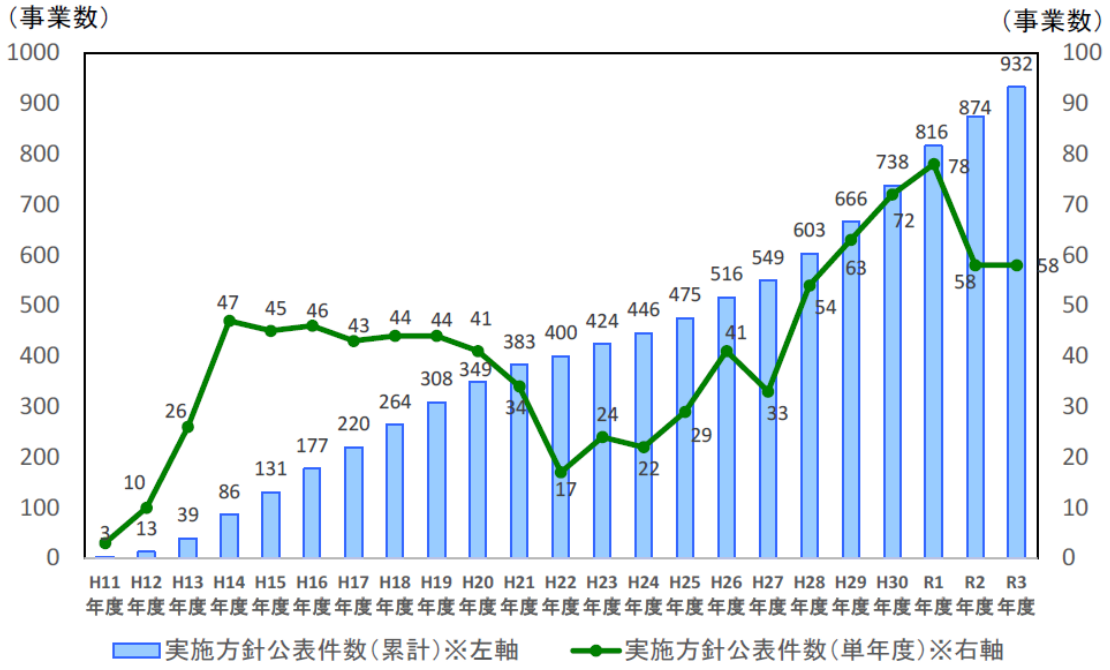

出所：内閣府

（２）都道府県別の状況

令和４年３月 31 日現在の実施方針公表件数を都道府県別にみると、「大阪府」（84 件）が最も多く、次いで「東京都」（74 件）、「愛知県」（73 件）となっており、三大都市圏で多い傾向にある。滋賀県は 16 件（うち国等を除いた地公体実施件数は 14 件）となっており、全国 16 番目の水準である。

都道府県別実施方針公表件数

出所：内閣府

都道府県別の実施方針公表件数と順位（関西２府４県を有色で表示）

順位	都道府県	件数（うち地公体の件数）	順位	都道府県	件数（うち地公体の件数）
1	大阪府	84（71）	26	新潟県	11（11）
2	東京都	74（35）		大分県	11（11）
3	愛知県	73（66）	28	栃木県	10（ 9）
4	神奈川県	57（53）		石川県	10（ 8）
5	福岡県	48（37）		鳥取県	10（10）
6	兵庫県	47（43）		徳島県	10（10）
7	千葉県	45（40）	32	青森県	8（ 8）
8	埼玉県	42（40）		福井県	8（ 8）
9	静岡県	32（32）		島根県	8（ 6）
10	北海道	31（24）	35	奈良県	7（ 6）
11	京都府	24（17）		香川県	7（ 6）
12	山形県	22（22）		沖縄県	7（ 4）
13	宮城県	21（15）	38	山梨県	6（ 5）
	広島県	21（15）		岐阜県	6（ 4）
15	岡山県	20（20）		高知県	6（ 6）
16	滋賀県	16（14）	41	秋田県	5（ 4）
17	茨城県	15（ 8）		長崎県	5（ 5）
	佐賀県	15（15）		宮崎県	5（ 5）
19	岩手県	13（12）	44	福島県	4（ 4）
	山口県	13（12）	45	群馬県	3（ 3）
	熊本県	13（ 9）		長野県	3（ 3）
	鹿児島県	13（10）	47	和歌山県	1（ 1）
23	富山県	12（11）	合計		926（780）
	三重県	12（12）	※その他、都道府県を特定できない案件：６件		
	愛媛県	12（10）			

出所：内閣府資料を基に当社作成

（３）分野別の状況

内閣府では、ＰＦＩ事業を８つの分野（「教育と文化」「まちづくり」「健康と環境」「庁舎と宿舎」「産業」「安心」「生活と福祉」「その他」）に分類し、ニーズの把握を行っている。

令和４年３月 31 日現在の実施方針公表件数を分野別にみると、最も多いのは「教育と文化」（320 件）であり、次いで「まちづくり」（233 件）、「健康と環境」（137 件）となっている。

実施方針公表件数を３年前の平成 31 年３月 31 日時点と比較すると、増加数は「教育と文化」（＋70 件）や「まちづくり」（＋62 件）で多く、増加率は「産業」（72.2%）や「まちづくり」（36.3%）で高い。特に「産業」では件数自体は少ないものの、増加率が 72.2%と高く、観光施設や農業振興施設などで近年ＰＦＩの導入事例が増えていることが分かる。

一方、「安心」や「生活と福祉」では導入が足踏みしており、３年間でほとんど増加していない。

分野別の実施方針公表件数と増加数、増加率（３年前との比較）

分野	H31 年３月	Ｒ４年３月	増加数	増加率
教育と文化 （社会教育施設、文化施設等）	250 件	320 件	＋70 件	28.0%
まちづくり （道路、公園、下水道施設、港湾施設等）	171 件	233 件	＋62 件	36.3%
健康と環境 （医療施設、廃棄物処理施設、斎場等）	113 件	137 件	＋24 件	21.2%
庁舎と宿舎 （事務庁舎、公務員宿舎等）	67 件	75 件	＋８件	11.9%
産業 （観光施設、農業振興施設等）	18 件	31 件	＋13 件	72.2%
安心 （警察施設、消防施設、行刑施設等）	26 件	26 件	±０件	0.0%
生活と福祉 （福祉施設等）	24 件	25 件	＋１件	4.2%
その他 （複合施設等）	71 件	85 件	＋14 件	19.7%
合計	**740 件**	**932 件**	**＋192 件**	**25.9%**

※増加率が高い項目を赤系色、低い項目を青系色で表示

出所：内閣府資料を基に当社作成

（４）ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン

内閣府では平成 25 年に「ＰＰＰ／ＰＦＩの抜本改革に向けたアクションプラン」を策定し、毎年改定を行っている。

令和４年改定版では、令和４年度からの５年間を「重点実行期間」とし、地公体への支援を強化する方針である。また、人口 10 万人以上の地公体に対して、令和５年度までの「優先的検討規程※」策定を促進しており、地方におけるＰＦＩのさらなる広がりを目指している。

PPP／PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）概要

1．ＰＰＰ/ＰＦＩ推進に当たっての考え方

（1）基本的な考え方
①多様な政策ニーズに対応するため、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を最大限活用
②「新しい資本主義」の中核となる「新たな官民連携」の柱として「成長と分配」の好循環を実現
③「デジタル田園都市国家構想」の推進力として、インフラの持続可能性等の地域課題を解決し、魅力的で活力ある地域を実現
④カーボンニュートラル、デジタル技術の社会実装など新たな政策課題へアプローチ

（2）推進の方向性
・自律的な展開基盤の早期形成のため、令和４年度から５年間を「重点実行期間」とし、支援策を拡充・重点投入
①地域における活用拡大　②活用対象の拡大　③民間による創意工夫の最大化　④地域の主体の能力強化と人材の確保

2．ＰＰＰ/ＰＦＩの推進施策

（1）多様なＰＰＰ/ＰＦＩの展開　「新たなPPP/PFI活用モデル」形成（分野・手法等）に取り組む（PFI推進機構と連携）
・公園、公民館等の身近な施設　・新しい政策課題への対応（グリーン、デジタル）　・地域交通、人工衛星等
・インフラの維持管理分野への拡大　・公的不動産活用（国有財産、学校等）　・広域化、集約化・多機能化　等

（2）地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援
・優先的検討規程の実効性向上、策定促進
（人口10～20万人の全自治体での策定：R5年度）
・首長等の機運醸成（トップセールスの実施：機構と連携）
・先導的な優良事例等の表彰制度創設
・マニュアル（導入の手引き、契約書ひな型等）の整理・周知
・PFI推進機構による地域金融機関等の人材育成の全国展開
・専門家派遣、伴走支援の強化
・新たな活用モデルの形成や小規模自治体への支援の積極的実施
・地域ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑの全都道府県への展開、機能強化（R8年度）
・民間提案制度の実効性向上（提案者へのｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ付与等）
・自治体の受付窓口の設置促進、事業リストの公開・一覧化

（3）取組基盤の充実
・多様な効果の見える化、動画の活用、情報・発信の充実
・制度・運用改善や規制改革提案の受付、検討体制の強化
・官民リスク分担の新手法の導入（ﾌﾟﾛﾌｨｯﾄ･ﾛｽｼｪｱﾘﾝｸﾞ条項等）

（4）PFI推進機構の活用
・先導的事例の形成、案件発掘等、ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞの積極的実施
・地域金融機関等へのノウハウ移転
・今後のあり方について検討、所要の法案の早期提出

3．ＰＰＰ/ＰＦＩアクションプラン推進の目標

（1）事業規模目標
30兆円（令和4年度～13年度）
ｺﾝｾｯｼｮﾝ：7兆円、収益型事業：7兆円
公的不動産利活用：5兆円、ｻｰﾋﾞｽ購入型等：7兆円、取組強化：4兆円

（2）重点分野と目標　件数目標を設定、案件リスト、工程等を具体化した実行計画を策定
空港／水道／下水道／バスタ／ｽﾀｼﾞｱﾑ･ｱﾘｰﾅ／文化施設／大学施設／公園／工業用水道等
・好事例の横展開、案件発掘等のためトップセールス実施、ガイドライン・ひな型作成等
・関連施策を集中的に投入、PPP/PFIの活用促進に資する交付金等の制度改善

出所：内閣府「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和４年改定版）概要」

※優先的検討規程とは、公共施設等の整備等に関する事業の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等の運営等の方針の見直しを行うに当たって、多様なＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入が適切かどうかを、従来型手法に優先して検討する規程である。

対象事業の基準は、「事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）」もしくは「 単年度の事業費が１億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）」となっている。

（５）国による調査事業費等の補助制度

ＰＰＰ／ＰＦＩのさらなる推進のため、内閣府や国土交通省では、地公体への支援制度を創設し、調査費の補助や専門家の派遣などの支援を継続して実施している。主な支援策は以下の通りである。

①民間資金等活用事業調査費補助事業（内閣府）

地公体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進するもの。

令和４年度の募集概要

対象調査	■導入可能性調査（公共施設等運営事業等導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等の検討） ■デューディリジェンス（対象施設や対象事業について、資産、法務、財務等の状況の調査） ■その他公共施設等運営事業等の導入に必要な検討
補助額	上限 10,000 千円（全額国費による補助）
補助対象経費	上記対象調査にかかる費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費）

滋賀県内の地公体の主な採択事例

年度	実施主体	事業名
令和２年度	滋賀県	（仮称）新・琵琶湖文化館整備・運営事業における官民連携手法等導入可能性検討調査

出所：内閣府

②先導的官民連携支援事業（国土交通省）

地公体が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、案件形成を促進するもの。

令和５年度の募集概要

支援類型	■事業手法検討支援型（施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査） ・うち中小規模団体枠（上記のうち、人口 20 万人未満の地方公共団体が行う公共施設等の集約・再編等に係る官民連事業の導入検討のための調査） ■情報整備支援型（先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査）
補助額	上限 20,000 千円（全額国費による補助） ※都道府県及び政令指定都市は、コンセッション事業に関するものを除き、補助率１／２、上限 1,000 万円
補助対象経費	コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費）

滋賀県内の地公体の主な採択事例

年度	実施主体	事業名
平成 28 年度	湖南市	湖南市内陸型国際総合物流ターミナル事業手法等検討調査
令和元年度	米原市	グリーンパーク山東管理運営に係る公共施設等運営権事業可能性調査
	彦根市	地方都市における新たな官民連携の都市公園整備可能性調査業務
	守山市	県・市公園の一体的Ｐａｒｋ-ＰＦＩによる道の駅等活性化調査
令和４年度	大津市	大石淀スポーツ関連施設運営検討業務調査
	甲賀市	地域共創型官民連携手法による面的な観光まちづくり事業に関する調査

出所：国土交通省

③官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業（国土交通省）

地公体が民間の事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる基盤整備事業（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、空港等の公共土木施設）の事業化に向けた検討経費を支援するもの。

令和５年度の募集概要

調査内容	■施設整備の内容に関する調査 ■上記で調査した施設の整備・運営手法に関する調査
補助額	上限金額は設けず（補助率１／２） ※令和３年度及び令和４年度の平均採択額：12 百万円程度
補助対象経費	調査委託費、測量設計費

滋賀県内の地公体の主な採択事例

年度	実施主体	事業名
平成 28 年度	草津市	草津駅、南草津駅周辺における公共交通改善のための基盤整備検討調査
	東近江市	八日市駅周辺地区での地域活性化のための基盤整備検討調査
	大津市	大津市滋賀学区における地域活性化に関する調査
平成 30 年度	滋賀県	「ビワイチ」促進と連携した県営金亀公園（（仮称）彦根総合運動公園）整備のための検討調査
令和２年度	彦根市	彦根市南部地域における広域的な交流拠点形成のための基盤整備検討調査
令和４年度	大津市	大津湖岸なぎさ公園におけるにぎわい拠点形成に向けた基盤整備検討調査

出所：国土交通省

④その他の支援制度

ⅰ．専門家派遣によるハンズオン支援（国土交通省）

事業の具体化や書類作成等の事業化に向けて必要な手続きを地公体職員自らが行えるよう、コンサルタントを派遣し、支援を行うもの。

ⅱ．インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援（国土交通省）

国土交通省が委託契約したコンサルタントを地公体に派遣し、官民連携事業を導入するにあたり必要となる調査・検討等を支援するもの。

ⅲ．ＰＰＰ協定（国土交通省）

国土交通省とＰＰＰ協定を締結した民間事業者が、協定パートナーとして、地方公共団体職員・地場企業向けにセミナーの開催や個別相談、データベースの提供を通じ、ＰＰＰ／ＰＦＩの普及・啓発を行うもの。

ⅳ．ＰＰＰサポーター制度

ＰＰＰ／ＰＦＩ事業に係る豊富な実務経験や知識を有する者を「国土交通省ＰＰＰサポーター」に任命し、サポーターの知見やノウハウの活用を図るもの。

３．滋賀県のＰＦＩの現状

（１）滋賀県の現状

滋賀県では平成 28 年に「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」を策定し、整備費が一定規模以上の施設については、原則ＰＦＩ方式等の導入可能性の検討を行う方針を明記した。また、平成 29 年には「滋賀県ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討方針」を制定し、以下のいずれにも該当する公共施設整備事業において、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法を優先的検討の対象とすることが定められた。これらの制定以降、県営施設の整備に関しては、ＰＦＩの導入が増えている。

「滋賀県ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討方針」（抜粋）

（対象事業）

第５　次の各号のいずれにも該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

(1)　次のいずれかに該当する事業で、民間の活力を活用する効果が認められる公共施設整備事業（流域下水道施設、工業用水道事業施設および水道用水供給事業施設を除く。）

ア　建築物またはプラントの整備等に関する事業

イ　利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

ウ　アおよびイに掲げるもののほか、他の地方公共団体で PPP/PFI 手法の導入実績のある事業

(2)　次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

ア　整備等（運営等を除く。）に関する事業費が 10 億円以上

イ　単年度の運営等に関する事業費が１億円以上（運営等の見直しその他運営に関する方針決定を行う場合に限る。）

出所：滋賀県「滋賀県ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討方針」より抜粋

平成 29 年以降の滋賀県内の地公体における主な実施方針公表事業

年度	実施主体	事業名
平成 30 年度	長浜市	長浜市営住宅北新団地建替整備事業
令和元年度	滋賀県	新庄寺（長浜）県営住宅建替事業
	滋賀県	滋賀県立近江学園整備事業
	草津市	（仮称）草津市立プール整備・運営事業
令和３年度	滋賀県	滋賀県東北部工業技術センター整備事業
	湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業

出所：内閣府

（２）滋賀県内市町の現状

滋賀県内には 19 の市町があり、そのなかで内閣府「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和４年改定版）」で「優先的検討規程」の策定を求められている人口 10 万人以上の市町は５つである。現時点でＰＰＰ／ＰＦＩの「優先的検討規程」を策定し、実際に運用しているのは「大津市」のみであるが、残り４つの地公体のなかには既に策定済の地公体もあり、策定先は今後さらに増加する見込みである。

滋賀県内の人口 10 万人以上の地公体と優先検討規程の策定状況

地公体	人口	優先的検討規程の策定
大津市	345,070 人	策定済
彦根市	113,647 人	未策定・策定検討中
長浜市	113,636 人	策定済（令和５年４月より適用開始）
草津市	143,913 人	策定済（令和５年４月より適用開始）
東近江市	112,819 人	未策定・策定検討中

※人口は総務省「令和２年度国勢調査」による

県内市町のＰＰＰ／ＰＦＩの取組状況を全国と比較すると、県内市町では「公共施設総合管理計画におけるＰＰＰ／ＰＦＩ活用方針記載の有」「優先的検討規程の有」は全国平均を下回っている（順に▲1.8 ポイント、▲4.0 ポイント）。また、「民間提案に対する統一的窓口設置の有」「民間提案の対象となる事業リスト公表の有」は全国平均を上回る（＋1.3 ポイント、＋2.8 ポイント）ものの、いずれも県内では１市町のみであり、実際の取組状況は芳しくない。

	総数	公共施設総合管理計画におけるPPP／PFI活用方針記載の有	優先的検討規程の有	民間提案に対する統一的窓口設置の有	民間提案の対象となる事業リスト公表の有
都道府県	47	38	47	6	2
政令指定都市	20	18	20	8	6
市区町村	1,721	1,119	160	68	43
合計	1,788	1,175	227	82	51

	総数	公共施設総合管理計画におけるPPP／PFI活用方針記載の有		優先的検討規程の有		民間提案に対する統一的窓口設置の有		民間提案の対象となる事業リスト公表の有	
市区町村全体	1,721	1,119	65.0%	160	9.3%	68	4.0%	43	2.5%
滋賀県内市町	19	12	63.2%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%

※令和５年度策定分は未反映

出所：内閣府「地方公共団体ＰＰＰ情報リスト」

県内市町のＰＰＰ／ＰＦＩの取組状況

※1 「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等をとりまとめた一覧表（令和4年3月31日現在）」より
※2 内閣府調査より（「令和4年度PPP/PFIの実施状況・推進施策等に関する調査」より、「令和4年3月末までに策定済み」、「優先的検討規程に類するルールを既に策定済み」と回答のあった団体
※3 内閣府調査より（「令和4年度PPP/PFIの実施状況・推進施策等に関する調査」より、「PFI法第6条に基づき提案を受け付ける手続き・仕組みが構築されている」、「PFI法第6条以外のPPP等の民間提案制度がある」と回答があった団体のうち、「一元化した窓口を設けている」と回答した団体または「その他」と回答した一部団体）
※4 内閣府調査より（「令和4年度PPP/PFIの実施状況・推進施策等に関する調査」より、「PFI法第6条に基づき提案を受け付ける手続き・仕組みが構築されている」、「PFI法第6条以外のPPP等の民間提案制度がある」と回答があった団体のうち、「民間提案の対象となる事業リストを公表している」と回答した団体または「その他」と回答した一部団体）

☆公共施設総合管理計画公表状況一覧→ https://www.soumu.go.jp/iken/kanrikeikaku.html

市区町村名（都道府県分は空欄）	公共施設総合管理計画におけるPPP/PFI活用についての方針	公共施設総合管理計画におけるPPP／PFI活用方針の記載（※1）	優先的検討規程の策定（※2）	民間提案に対する一元化した窓口の設置（※3）	担当部署名	民間提案の対象となる事業リストの公表（※4）
大津市	公共施設の整備や維持管理・運営においては、民間ノウハウや資金を積極的に活用し、低コストで質の高い市民サービスの提供を目指す。 施設整備や維持に係るコストを縮減し、質の高いサービスの提供を行うため、業務調達、発注方式の工夫、公民連携などによる民間ノウハウや資金を活用したPFIなど新たな事業手法や事業方式の導入を積極的に行う。	○	○	○	総務部 行政改革推進課	
彦根市	積極的に民間の資金や経営能力、技術を活用するなど、低廉で、良質なサービスの提供が期待できるPFI方式等の導入について、検討を行う。	○				
長浜市	公共建築物を新設する場合においては、PFIなどの民間活力の導入を含めて、幅広く検討を行うこととする。また、施設機能の維持向上をより少ない経費で行うため、老朽化した施設の除却や新しい施設の複合化・多機能化を推進するとともに、より質の高いサービスを提供するため、PFIや指定管理者制度などのPPPの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理運営に積極的に導入する。	○				
近江八幡市	PPP/PFIの活用に限らず、民間活力の活用を検討する。	○				
草津市	無					
守山市	PFI等民間活力の活用について国や他団体の動向を注視。また、施設の運営においても指定管理者制度や外部委託化など、サービス向上や歳出削減に向け検討する。	○				
栗東市	無					
甲賀市	無					
野洲市	市民との共同による公共施設の管理・運営や既存施設への指定管理者制度の導入、今後更新が必要な施設については、公民連携によるサービス提供であるPPP導入の可能性も視野に入れて検討します。	○				
湖南市	指定管理者制度や包括管理委託手法の拡大・活用等により、施設の管理運営や建て替え、大規模改修に際し民間ノウハウ導入を推進することにより、施設にかかるコストの縮減を検討します。	○				
高島市	無					○
東近江市	・民間資金（PPP／PFI等）等の活用の導入も視野に入れ、適切な維持管理・修繕・更新等を実施するための財源の確保に努めます。	○				
米原市	無					
日野町	無					
竜王町	民間の資金や経営能力、技術力を活用する等、低廉で、良質なサービスの提供が期待できるPFI方式等の導入について検討する。	○				
愛荘町	・効率的な運営が見込まれる場合には、民間活用を検討する	○				
豊郷町	・公共施設等の維持管理等については、民間のノウハウや技術等を活用するPPP/PFI等の事業手法の活用等、効率的・効果的な手法を検討します。	○				
甲良町	公共施設等の維持管理・更新・運営にあってはPPP（注）/PFI（注）等民間活力の導入も視野に入れた取組みを検討します。	○				
多賀町	無					

※令和５年度策定分は未反映

出所：内閣府「地方公共団体ＰＰＰ情報リスト」

（３）国土交通省ブロックプラットフォームサウンディング

サウンディング調査とは、民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査である。

国土交通省では、ＰＰＰ／ＰＦＩについて、市場性の有無や事業スキーム等に民間事業者のアイデアや幅広い意見を反映させ、より効果的な事業実施を目指すため、全国を９つのブロック（「北海道」「東北」「関東」「北陸」「中部」「近畿」「中国」「四国」「九州・沖縄」）に分けて案件のプラットフォームを形成している。同省では、毎年、このプラットフォームを活用したサウンディング（国土交通省ブロックプラットフォームサウンディング）を開催し、地公体と民間事業者との意見交換の場を提供している。

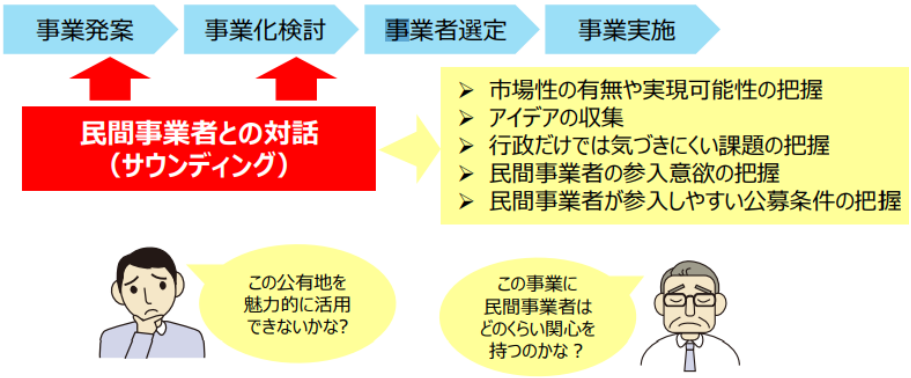

出所：国土交通省「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（概要）」

令和４年度の同サウンディングでは、滋賀県内の地公体で８件の案件登録があった。これは同サウンディングが始まった平成 29 年以降で最多であり、ＰＰＰ／ＰＦＩへの取り組みや関心が県内の地公体に徐々に浸透していると思われる。

案件数の推移

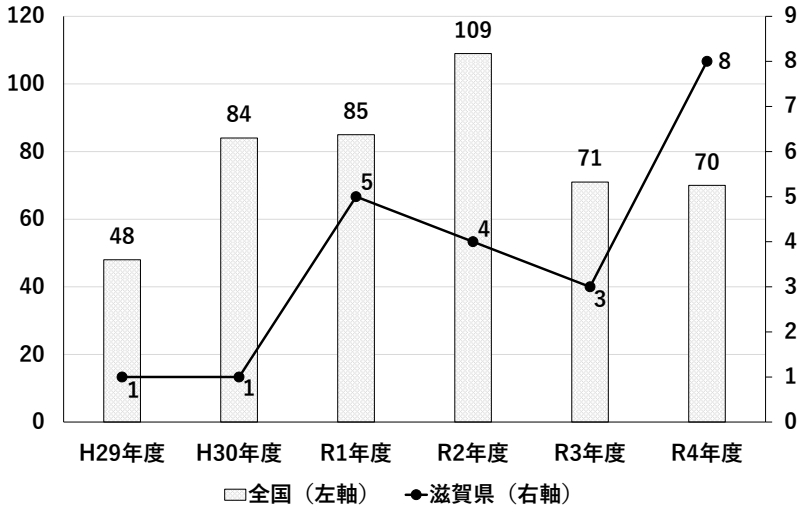

※平成 29 年度は「関東」「中部」「近畿」「九州・沖縄」のブロックのみで試行的に実施したため、件数が少ない

出所：国土交通省資料を基に当社作成

滋賀県内の地公体の令和４年度サウンディング登録案件

年度	実施主体	事業名
令和４年度	滋賀県	都市公園再整備基本計画業務
	長浜市	学校施設管理業務の包括委託
	近江八幡市	近江八幡市市民広場整備事業
	近江八幡市	近江八幡勤労者福祉センターの在り方検討事業
	草津市	ロクハ公園再整備事業
	草津市	烏丸半島中央部複合型観光集客施設事業
	草津市	草津川跡地（区間６）の利活用について
	高島市	近江今津駅周辺の市有地を利活用した関係人口増加計画

出所：国土交通省

（４）滋賀県内のＰＦＩ導入事例

これまでのＰＦＩ事業では、大企業が代表企業を担うことが多かったが、最近では全国的に地元事業者が代表企業を担うケースが増えている。以下は、滋賀県内のＰＦＩ事業において、地元事業者が代表企業を担った主な事例である。

①新庄寺（長浜）県営住宅建替事業

本事業は長浜市にある県営住宅の建替事業であり、選定事業者は、現在の事業用地内に現存する新庄寺団地（１～12 号棟およびそれに附属する施設、浄化槽の地下部分等）を除却し、同地内に新たな県営住宅（建替後の住棟およびそれに附属する施設、屋外工作物その他外構等）を整備した後、必要な関連業務を一体的に行ったうえで、県に所有権を移転させるものである。

発注者	滋賀県		
実施方針公表	令和元年 12 月	特定事業の選定	令和２年３月
事業方式	ＢＴ方式（建設 Build － 移転 Transfer） ※民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式（運営は行わない）		
落札者 （優先交渉権者）	材光工務店グループ		
	代表企業：株式会社材光工務店 構成企業：株式会社豊建築設計事務所、株式会社材信工務店、 滋賀不動産株式会社		

出所：滋賀県

出所：滋賀県

②米原市観光・レクリエーション施設関連２施設に係る公共施設等運営事業

本事業は現在別々の指定管理者により運営管理されている２施設（グリーンパーク山東、米原市近江母の郷文化センター）の運営等業務について、一体のものとして公共施設等運営権を設定する事業である。

２施設をひとつのセットにして事業運営を行うことにより、持続的な公共サービス提供と民間の自由な発想に基づく管理運営を実現し、緑豊かな伊吹山山麓や中山道・湖岸の自然に親しめる本市の主要な観光エリアとしての魅力を更に高めることを目的としている。

発注者	米原市		
実施方針公表	令和３年２月	特定事業の選定	令和３年４月
事業方式	公共施設等運営事業（コンセッション事業） ※利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共側が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式		
落札者 （優先交渉権者）	奥伊吹観光株式会社グループ		
	代表企業：奥伊吹観光株式会社 構成企業：株式会社草野組、奥伊吹ホールディングス株式会社 協力企業：オオサワ株式会社、株式会社コトウ、さかい株式会社		

出所：米原市

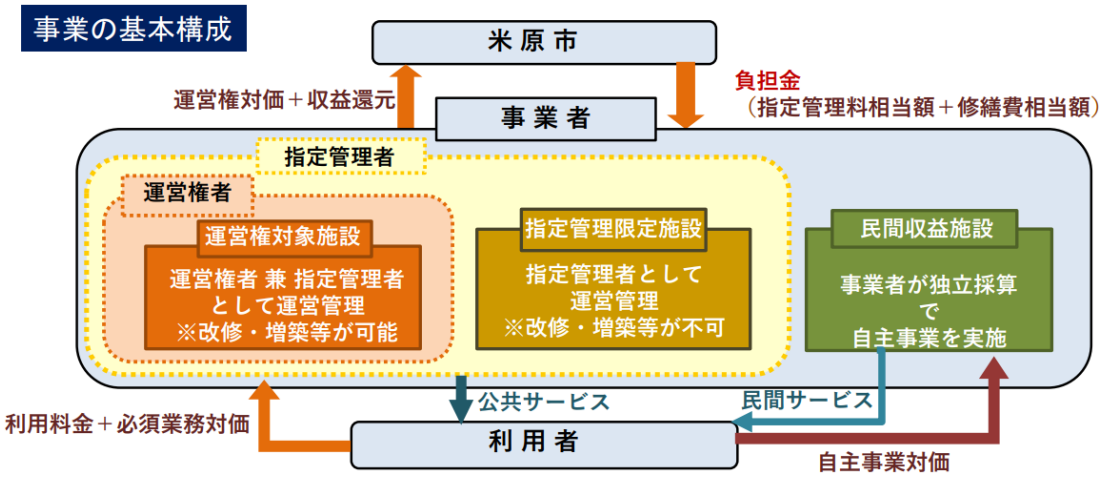

出所：国土交通省

４．まとめ

（１）各セクションからみたＰＦＩ導入のメリット

①地公体からみたＰＦＩ導入のメリット

・コストの縮減や財政負担の平準化を図ることができる
・公共資産を有効活用することができる
・税収や借地料収入が増加する可能性がある
・調査費は国の補助制度があり、その他の支援制度も充実している

②事業者からみたＰＦＩ導入のメリット

・新たな事業機会を創出し、収益の増加が見込める
・安定的な収益源を確保できる
・地域への主体的な貢献ができる
・自社が得意とする分野であれば、他地域への事業参入の足掛かりとなり得る

③地域や住民からみたＰＦＩ導入のメリット

・来訪者の増加などにより、地域の活性化につながる
・地域が活性化することにより、不動産価値が上昇する
・地域の雇用が増加する
・安くて質の良い公共サービスの提供が期待できる

（２）各セクションからみたＰＦＩ導入のメリット分析（上記①～③のメリット分析）

税収が減少している昨今、ＰＦＩの導入は、地公体側からみるとメリットが大きく、特に公共施設の新設・更新を行う際には大幅な歳出減が期待できるため、前向きな検討を行うべきと考える。ただし、それぞれの地域や公共施設によって、提供するサービスや利用状況、収益構造などが異なるため、全ての公共施設整備にＰＦＩが効果的であるとは限らない点は留意すべきである。

一方、事業者側からみると、ＰＦＩの導入は新たな事業機会の創出につながるが、ＰＦＩ事業は他地域からの事業参入が比較的容易で、資金面の負担も大きいため、従来型公共工事であれば地元事業者が受託していた工事を、ＰＦＩ事業では地元事業者が受託できない（県外の事業者が受託する）ことが懸念される。そのためＰＦＩ事業の実施にあたっては、地公体が事前にサウンディング調査やヒアリング調査を実施し、地元事業者の事業参加意欲を十分に把握することが有益である。

地域や住民側からみると、ＰＦＩは地域活性化につながるが、ＰＦＩ事業は民間事業者に公的業務の一部を任せるため、逆に公共サービスの品質低下を招く可能性もある。そのため、地公体は適切なモニタリング等を通して事業者を十分に管理する必要がある。

（３）総括と今後の方向性

国内ではＰＦＩの導入が広がりをみせているものの、現在のＰＰＰ／ＰＦＩの取り組みは、主に人口規模の大きい地公体が中心となっている。県内をみても、「優先検討規程」を策定し、実際に運用しているのは、現時点で「滋賀県」と「大津市」のみである。

一方で、国土交通省ブロックプラットフォームサウンディングでは県内の複数の地公体が案件登録を行っている。また、ＰＰＰ／ＰＦＩ関連の国の補助制度でも県内のさまざまな地公体が採択を受けている。これらのことから、県内の地公体ではＰＰＰ／ＰＦＩの取り組みが徐々に浸透しつつあると思われる。

内閣府では、令和５年度中に人口 10 万人以上の全ての地公体が「優先的検討規程」の策定を行うことを目指しており、県内の地公体は本規定の策定を皮切りとして、これまで以上にＰＰＰ／ＰＦＩの導入に向けた活発な議論が期待される。また県内では、地元事業者がＰＦＩの代表企業を担うケースが出てきており、事業者側もＰＦＩ事業を新たなビジネスチャンスとして捉え、主体的に取り組みつつある。

少子高齢化や人口減少による税収の減少が避けられない昨今、地公体では公共施設の新設・更新においてはあらゆる可能性を探り、効率的・効果的な公共サービスの提供を模索するべきと考える。例えば、民間事業者が得意とする分野にはＰＰＰ／ＰＦＩを積極的活用して地公体の負担を低減させ、地公体は民間事業者が不得意とする分野に注力するなど、双方の強みやメリットを活かすことが、今後の「まちづくり」に求められる方向性となるだろう。

ＰＰＰのなかでも、営業時間や利用料金が条例で定められている指定管理制度と異なり、ＰＦＩでは事業者が利用者ニーズに応じた柔軟な事業展開が可能となり得る。近年ではその特徴を活かして「産業（観光施設、農業振興施設等）」分野でのＰＦＩ事業が増加しており、民間事業者の知見やノウハウを活かした観光施設等を地域活性化の起爆剤としている地公体もある。このようなケースでは地域に根を張る地元事業者が代表企業や施設運営等を担うことが多いが、ＰＦＩでは建物の建設に加えて事業者側の経営資源を集中的に投入する必要があるため、地公体では事業者側のニーズを把握し、最適なタイミングで公募を行うことが求められる。そのためには、これまで以上に地公体と民間事業者の情報交換や意見交換の場を増やす必要があると考える。

官民が手を取り合って、ともに社会課題に立ち向かい、さらにより良い地域社会となることを期待したい。

以上